

第 1 編 総 則

(細則の目的)

第 1 条 定款に規定される細則に関する事項を定める。

第 2 編 通 則

第 1 章 会 員

(入会の手続)

第 2 条 入会申込書を勤務地又は住所地を届出地として会長に提出しなければならない。

2 定款第 2 条の事項として理事会の決議を経て、細則第 8 条に規定する会費を本会が受け取ると共に会員名簿に登録しなければならない。

3 本会は会員名簿に登録する。

4 (賛助会員)

① 個人会員 (パートナーシップ会員)

② 企業団体会員

賛助会員は横浜市助産師会の会員である必要はなく、賛助会員入会申込書を会長に提出するものとする。同時に本会は会員名簿に登録しなければならない。

(退会の手続)

第 3 条 会員、賛助会員が退会しようとするときは申し出なければならない。

2 前項の場合において本会は、会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(住所の変更)

第 4 条 会員が住所又は勤務地を変更したときは速やかに届出なければならない。

(懲戒)

第 5 条 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行った時、嚴重注意、改善勧告をしても改善が認められない場合、以下の懲戒を行う。

1.義務研修 2.分娩業務停止 3.全面的助産師業務停止 4.除名(定款第 9 条)

(除名)

第 6 条 定款第 9 条の事項として、総会において、会員に対する除名の議決をしたときは、会員にその議決の内容を速やかに通知しなければならない。

2 定款第 9 条によって除名された者は、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意がなければ再び会員及び賛助会員になることはできない。

第 2 章 役員

(役員の内訳及び任期)

第 7 条 役員は理事 10 名以内、監事 5 名以内より構成される。

理事は以下の業務を担当する。業務の内訳は、会長、副会長、総務理事、財務理事、事業統括理事、はなみずき担当理事とする。会長が必要と認める時は専務理事を置く事が出来る。

2 会長が必要と認める時は幹事をおくことができる。幹事は総務理事の業務を補佐する。

3 役員の任期は選挙された定時総会の終了の日の翌日から始まり、2 年後の定時総会の終了の日までとする。但し、同一職に引き続き就任する場合は、6 年目の定時総会の終了日を超えて就任することはできない。

第 3 章 会費

(会費納入)

第 8 条 正会員は横浜市助産師会費を 1 ヶ年 12,000 円支払う。

2 賛助会員は、個人 1 ヶ年 5,000 円 団体企業 1 ヶ年 1 口 50,000 円以上支払う。

3 会費は原則として口座引き落としもしくは銀行振り込みにより支払う。

4 会費は 4 月 20 日に本年度分の会費を引落としとする。ただし、新入会者の会費納入期日はこの限りではない。

第 4 章 総会

(開催期日)

第 9 条 定時総会は定款第 10 条の事項として、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。ただし、やむをえない事情があるときは、開催期日を定款第 10 条の事項として理事会の議決を経て変更することができる。

第 5 章 理事会

(任務)

第 10 条 理事会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 会の運営に関する事項

(2) 会長が委嘱する部会や、事業に関する事項

(3) その他

各会議で決定したことを理事会で承認する

(負債)

第 11 条 本会は理事会の承認なしでは、負債をつくることはできない。

第 6 章 運営管理

(任務)

- 第 12 条 本会の事業を円滑に執行するため担当理事を置き、次の各号に掲げる会議をもって、運営管理する。
- (1) 財務会議
 - (2) 事業運営会議
 - (3) はなみずき運営会議

(財務会議)

- 第 13 条 会長は必要に応じ、財務会議を開催することができる。
- 2 財務会議は次の各号に掲げる事項について協議する。
- (1) 収支決算、予算に関する事
 - (2) その他会長が必要と認める事項
- 3 財務会議は、財務理事、及び会長が指名するものを持って構成する。

(事業運営会議)

- 第 14 条 会長は必要に応じ、事業運営会議を開催することができる。
- 2 事業運営会議は次の各号に掲げる事項について協議する。
- (1) 各事業に関する事
 - (2) その他会長が必要と認める事項
- 3 事業運営会議は担当理事、及び会長が指名するものを持って構成する。

(訪問看護ステーションはなみずき運営会議)

- 第 15 条 会長は必要に応じ、はなみずき運営会議を開催することができる。
- 2 はなみずき運営会議は次の各号に掲げる事項について協議する。
- (1) 訪問看護ステーションの運営に関する事
 - (2) その他会長が必要と認める事項
- 3 はなみずき運営会議ははなみずき担当理事、及び会長が指名するものを持って構成する。

第 7 章 事業運営

(専門部会)

- 第 16 条 本会に次の専門部会を置く。
- (1) 生と性の健康教育部会
 - (2) 多業種連携部会
 - (3) 横浜市との連携部会

(4) 訪問看護部会

- 2 前号の各号に掲げる部会の外に、会長が必要と認めるときは特別部会を置くことができる。

(部会)

- 第 17 条 部会は会長が必要と認める場合に理事会の議決を経て開設することができる。
- 2 部会活動に関する規定は理事会の議決を経て会長が定める。

第 8 章 選挙

(選挙規定)

- 第 18 条 選挙に関する規定は、定款第 10 条の事項として、理事会の議決を経て会長が定める。

(役員選挙)

- 第 19 条 役員（理事及び監事）の候補者は、正会員の中から推薦され、総会において出席会員により選出される。
- 2 候補者数は、役員の定数以上とする。
 - 3 役員に立候補しようとするものは、正会員 3 名以上の推薦を受けて会長に総会 2 ヶ月前までに届けなければならない。
 - 4 会長は立候補者名簿を総会 1 ヶ月前までに会員に発表しなければならない(電子広告を含む)。

(選挙管理委員会)

- 第 20 条 会長は、選挙を公正に執行管理するために、理事会から独立した機関として選挙管理委員 2 名を選挙 3 ヶ月前までに設置しなければならない。
- (1) 選挙管理委員は立候補または、推薦により選出する。
 - (2) 会長はその委員に予め前年度の 3 月 31 日現在の名簿を渡しておかなければならない。

(候補者の確定)

- 第 21 条 選挙管理委員は、投票開始前に確定した候補者を発表する。

(投票形式)

- 第 22 条 投票は理事会で定められた役員数を超える立候補がある場合に実施する。

(開票)

第 23 条 開票は選挙管理委員会が総会にて行う

2 議長は開票の立会人 2 名を出席正会員の中から指名しなければならない。

(選挙の成立)

第 24 条 投票されたもののうち、半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当選)

第 25 条 理事会で定められた役員数をもって、得票上位者より当選とする。

(辞任)

第 26 条 やむを得ない場合を除き、3 か月前には辞任の意向を表明する

附 則

1 この細則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

1 この細則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。